

令和3年2月定例会 経済委員会（事前）

令和3年2月5日（金）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

南委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（13時37分）

これより、農林水産部関係の調査を行います。

この際、農林水産部関係の2月定例会提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料，説明資料（その2））

- 議案第1号 令和3年度徳島県一般会計予算
- 議案第11号 令和3年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計予算
- 議案第12号 令和3年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計予算
- 議案第13号 令和3年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算
- 議案第14号 令和3年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算
- 議案第16号 令和3年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算
- 議案第41号 徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第42号 国営土地改良事業負担金徴収条例の一部改正について
- 議案第52号 令和2年度農地保全に係る地すべり防止事業費に対する受益町負担金について
- 議案第53号 国営吉野川北岸二期かんがい排水事業費に対する受益市町負担金について
- 議案第60号 令和2年度徳島県一般会計補正予算（第10号）

【報告事項】

- 徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画（案）について（資料1，2）
- 新時代を拓く とくしまブランド戦略（案）について（資料3，4）
- 徳島県エシカル農業推進計画（案）について（資料5，6）
- 徳島県食育推進計画（第4次）（案）について（資料7，8）
- ターンテーブルの運営評価について（資料9）
- 本県で発生した高病原性鳥インフルエンザへの対応について（資料10）

松本農林水産部長

それでは、お手元に御配付の経済委員会説明資料により、農林水産部関係の案件につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

はじめに、令和3年度農林水産部主要施策の概要についてでございます。

現在、改定作業を進めている徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画に基づきまし

て、ニューノーマル（新しい日常）への対応やスマート農林水産業の実装と労働力確保など、時代の変化に即した四つの柱に沿って令和3年度の主要施策を構成しております。

まず、1つ目の柱、1、ニューノーマルへの対応でございます。

（1）「しなやかな」とくしまブランドの展開としまして、ターンテーブルの首都圏飲食店への外商機能の強化や航空貨物の活用、リモートツールを活用したプロモーション展開などを推進いたします。

（2）選ばれる6次産業化の促進としまして、生産者と事業者等のネットワーク構築の促進や、大学、金融機関と連携した商品開発などを支援します。

（3）戦略的な海外展開としまして、輸出が好調な東・東南アジアにおける重点的なプロモーションなど、新たな市場の開拓に取り組んでまいります。

（4）移住定住に向けた都市農村交流の促進としまして、かんきつテラス徳島での学生フィールド活動の支援や、企業等と地域住民との協働活動を通じた交流などを促進いたします。

2ページをお開きください。

二つ目の柱、危機事象に備えた「食料生産・供給体制」の強化でございます。

（1）自然災害や家畜伝染病等への対応としまして、①南海トラフ・直下型地震への対応では、海岸保全施設等の整備、耐震化の推進や、農業版及び漁業版BCPの実効性向上、地籍調査の推進など事前復興に取り組みます。②自然災害等への対応では、豪雨災害をはじめとした災害の防止・軽減を図るため、治山施設の整備など農山漁村地域の強靱化（じん）に取り組みます。③家畜伝染病への対応では、高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生予防、まん延防止に向けた危機管理体制を強化いたします。

（2）強靱な生産基盤の整備としまして、①から③まで農業・林業・漁業の生産基盤の整備及び保全として、とくしまブランドを支える生産基盤の整備と長寿命化対策を推進するとともに、担い手への農地集積や森林の保全、藻場造成を推進します。

3ページを御覧ください。

（3）水田・園芸農業の振興としまして、①水田農業の振興では、規模拡大に向けた超省力化技術の導入支援など、徳島ならではの米づくりを推進します。また、②園芸農業の振興では、主要品目ごとの課題解決実践による産地リノベーションの加速や、関係機関と連携したマーケットイン型産地の形成を推進します。

（4）畜産業の振興としまして、海外展開を見据えた畜産GAPの認証取得支援などにより、県産畜産ブランドの強化に取り組んでまいります。

（5）林業・木材産業の振興としまして、航空レーザ測量を活用した効率的な路網整備や搬出間伐の推進、また海外への販路開拓など県産材の需要拡大を図ってまいります。

4ページをお開きください。

（6）水産業の振興としまして、水産資源の持続的な利用と増産に向けた資源管理型漁業や栽培漁業を推進します。

三つ目の柱、スマート農林水産業の実装と労働力確保でございます。

（1）スマート農林水産業の実装としまして、自動化による超省力化などを実現するスマート技術の開発と現場実装を推進してまいります。

（2）から（4）まで、農林水産業の多様な人材育成・確保としまして、各アカデミー

における現場ニーズに対応したリカレント研修の強化や就業初期の支援などを通じ、幅広い人材を活用した労働力確保、新規就業者の育成を図ってまいります。

5ページを御覧ください。

四つ目の柱、「サステイナブル（持続可能）」な農林水産業の実現でございます。

（1）地球温暖化対策としまして、高温環境下での生産に適応する品種や技術の開発・実証などに取り組み、新たな農林水産ブランドの創出を目指してまいります。あわせて、二酸化炭素の吸収源となる森林の整備による温暖化の緩和策への取組を推進します。

（2）鳥獣による被害の防止としまして、集落ぐるみで実施する防護対策の推進や若手狩猟者の育成に加えまして、ジビエの利活用では、捕獲から消費まで一貫した対策を推進いたします。

（3）食育・木育と地産地消の推進としまして、若手食育リーダーの育成や地産地消協力店と連携した県産品の消費拡大に取り組んでまいります。

（4）地域で育む農山漁村づくりとしまして、住民自ら行う将来ビジョンの作成から実践までの支援などにより、魅力ある地域づくりを推進してまいります。

（5）安全・安心な食料の安定供給としまして、エシカル農産物の需要拡大に対応するため、国際水準GAP取得などを支援するとともに、環境保全型農業を推進いたします。

続きまして、提出予定案件について御説明いたします。

6ページでございます。

令和3年度当初予算案について、歳入歳出予算の総括表でございますが、一般会計につきましては、令和3年度当初予算額最下段の計欄に記載のとおり、総額333億3,968万6,000円でございます。

7ページを御覧ください。

特別会計につきましては、最下段の合計欄に記載のとおり、総額4億8,519万3,000円でございます。

8ページをお開きください。

課別主要事項について、新規事業など主なものを御説明させていただきます。

農林水産政策課の一般会計でございます。

1段目の農業総務費、摘要欄⑤のア、農林水産業未来創造基金積立金では、基金造成の経費として2億10万3,000円を、イ、農山漁村未来創造事業では、当基金を活用し、地域の実情に即した攻めと守りの取組を支援する経費として3億円など、農林水産政策課合計で、9ページに記載のとおり、15億7,457万円をお願いしております。

次に、特別会計でございますが、各資金貸付金で合計1億8,741万7,000円をお願いしております。

10ページをお開きください。

もうかるブランド推進課でございます。

1段目の計画調査費、摘要欄①のア、とくしまブランド新商流構築事業では、県産食材のブランディング強化や生産者と実需者のマッチングの促進に要する経費として2,500万円を、同じく1段目の計画調査費、摘要欄①のウ及び11ページ1段目の園芸振興費、摘要欄②のア、「とくしま農林水産物等海外輸出戦略」推進事業では、なると金時や阿波尾鶏、とくしま3大香酸カンキツなどとくしまブランドの海外展開の経費として合わせて1

億5,064万円など、もうかるブランド推進課合計で10億2,713万4,000円をお願いしております。

12ページをお開きください。

鳥獣対策・ふるさと創造課でございますが、1段目の計画調査費、摘要欄①のア及び3段目の環境衛生指導費、摘要欄①のア、「猪・鹿・猿調査分析・集中捕獲」事業では、野生鳥獣に関するデータの分析や生息状況等の調査を進め、効果的な捕獲対策を強化するための経費として合わせて3,440万円など、鳥獣対策・ふるさと創造課合計で7億9,773万9,000円をお願いいたしております。

13ページを御覧ください。

畜産振興課でございますが、1段目の計画調査費、摘要欄①のウ及び4段目の畜産振興費、摘要欄①のア、「とくしま三ツ星ビーフ」販路拡大強化事業では、全国初となる畜産GAPの認定取得を要件としたとくしま三ツ星ビーフの国内外での販路拡大に取り組むための経費として合わせて1,000万円など、14ページに記載のとおり、畜産振興課合計で5億9,132万円をお願いしております。

15ページを御覧ください。

スマート林業課の一般会計でございますが、1段目の計画調査費、摘要欄①のア及び3段目の林業振興指導費、摘要欄③のイ、「徳島 木のおもちゃ美術館」整備推進事業では、赤ちゃんから高齢者に至る全世代の方が、徳島の木の魅力をまるごと体感できる新たな木育の中核拠点、徳島木のおもちゃ美術館の整備に要する経費として合わせて4億4,900万円など、16ページに記載のとおり、スマート林業課合計で59億4,083万円をお願いしております。

17ページを御覧ください。

特別会計でございます。

県有林県行造林事業特別会計など、合計2億9,777万6,000円をお願いしております。

18ページをお開きください。

水産振興課でございますが、1段目の計画調査費、摘要欄①のア、とくしま漁業アカデミー活性化支援事業では、オンライン授業の実施をはじめ漁家子弟であるアカデミー研修生への支援に要する経費として1,200万円など、水産振興課合計で4億8,175万円をお願いしております。

19ページを御覧ください。

漁業調整課でございますが、3段目の漁業取締費、摘要欄②の漁業取締船運航管理費での、漁業取締船の運航や維持管理に要する経費として9,380万4,000円など、漁業調整課合計で2億7,077万5,000円をお願いしております。

20ページをお開きください。

農林水産総合技術支援センター経営推進課でございますが、1段目の計画調査費、摘要欄①のア、かんきつテラススマート農業交流事業では、かんきつテラス徳島におけるスマート農業を学ぶモデル園地の整備や、フィールドワークの支援に要する経費として300万円など、22ページに記載のとおり、農林水産総合技術支援センター経営推進課合計で34億4,194万6,000円をお願いしております。

23ページを御覧ください。

農山漁村振興課でございますが、1段目の計画調査費、摘要欄①のア及び4段目の農地総務費、摘要欄⑥のア、未来へ「つなぐ！」農山漁村（ふるさと）元気づくり事業では、農山漁村地域のリーダーの育成や都市住民との協働活動による地域の保全と効果的な情報発信等に要する経費として合わせて1,937万円など、農山漁村振興課合計で24億8,402万9,000円をお願いしております。

25ページを御覧ください。

生産基盤課でございますが、2段目の土地改良費では、農業生産基盤の整備等に要する経費として33億9,084万3,000円を、26ページに移りまして、4段目の漁港建設費では、漁港や海岸保全施設の地震津波対策、長寿命化対策などに要する経費として10億4,330万5,000円など、27ページに記載のとおり、生産基盤課合計で101億3,148万5,000円をお願いしております。

28ページをお開きください。

森林整備課でございますが、3段目の林道費では、林道や林業専用道などの路網整備に要する経費として21億5,116万2,000円など、29ページに記載のとおり、森林整備課合計で65億9,810万8,000円をお願いしております。

続きまして、30ページをお開きください。

債務負担行為でございます。

1段目は、スマート林業課所管の公益社団法人徳島森林づくり推進機構の損失補償契約について、2段目は、農林水産総合技術支援センター所管の公益財団法人徳島県農業開発公社の損失補償契約について、31ページから32ページにかけましては、生産基盤課所管の工事請負契約について、それぞれ債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

33ページでございます。

2、その他の議案等について、御説明申し上げます。

(1) 条例案といたしまして、ア、徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、同センターの講堂等の利用時間を延長することに伴い、使用料について所要の整理を行うものでございます。

次に、イ、国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例につきましては、国営吉野川北岸二期土地改良事業に伴い、負担金の徴収について必要な事項を定めるものでございます。

34ページをお開きください。

(2) 受益市町負担金といたしまして、生産基盤課が所管するア、令和2年度農地保全に係る地すべり防止事業費に対する受益町負担金につきましては、地すべり対策事業に対し、6分の1の割合で那賀町に負担していただくものでございます。また、イ、国営吉野川北岸二期かんがい排水事業費に対する受益市町負担金につきましても、吉野川市ほか6市町に事業費によりそれぞれの割合で負担をお願いするものでございます。

続きまして、経済委員会説明資料（その2）について、御説明申し上げます。

この資料につきましては、先議分に係る令和2年度補正予算案でございます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総括表でございます。補正予算の総額は、最下段の計欄に記載のとおり

り、49億5,900万2,000円の増額をお願いするもので、補正後の予算総額は441億5,017万5,000円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

課別主要事項でございます。

もうかるブランド推進課でございますが、5段目の園芸振興費、摘要欄②の農業生産総合対策等事業費では、農業者団体が取り組む集出荷施設の整備を促進する経費として1億1,000万円の増額など、もうかるブランド推進課合計で1億4,020万円をお願いしております。

3ページを御覧ください。

鳥獣対策・ふるさと創造課でございますが、4段目の農業総務費、摘要欄①のア、徳島「阿波地美栄」消費回復・販路開拓事業では、阿波地美栄を活用した加工品商品開発等に要する経費として400万円の増額をお願いしております。

4ページをお開きください。

畜産振興課でございますが、5段目の家畜保健衛生費、摘要欄①のア、高病原性鳥インフルエンザ緊急対策事業では、令和2年12月、県内農場での高病原性鳥インフルエンザの発生により、家畜伝染病予防法に基づく制限を受けた生産者への損失補償や、県内発生に係る追加的な防疫措置に要する経費として1億9,700万円の増額をお願いしております。

5ページを御覧ください。

スマート林業課でございますが、2段目の林業総務費、摘要欄①のア、「スマート林業」導入支援事業では、森林施業の効率化・省力化を図る先進的なICT技術導入の支援に要する経費として670万円の増額など、スマート林業課合計で6億1,180万円の増額をお願いしております。

6ページをお開きください。

農林水産総合技術支援センター経営推進課でございますが、2段目の農業総務費、摘要欄①の経営総合対策等推進費では、経営拡大に意欲的に取り組む地域の担い手に対して、融資を活用した農業用機械・施設の導入支援に要する経費として5,000万円の増額など、農林水産総合技術支援センター経営推進課合計で6,000万円の増額をお願いしております。

7ページを御覧ください。

農山漁村振興課でございますが、6段目の農地調整費、摘要欄①の地籍調査費では、県が重点的に推進しているエリアのうち、人口減少が著しい山地災害のエリアにおいて地籍調査を実施する経費として3億7,000万円の増額など、農山漁村振興課合計で4億6,530万円の増額をお願いしております。

8ページをお開きください。

生産基盤課でございますが、3段目の農地防災事業費では、農地の保全や災害の未然防止に要する経費として12億4,357万7,000円の増額を、6段目の漁港建設費では、漁港の地震津波対策に要する経費として2億8,700万円の増額など、生産基盤課合計で18億2,070万2,000円の増額をお願いしております。

9ページを御覧ください。

森林整備課でございますが、4段目の治山費では、道路等の重要インフラを山地災害から保全するための復旧予防対策に要する経費として14億5,900万円の増額など、森林整備課合計で16億6,000万円の増額をお願いしております。

10ページをお開きください。

繰越明許費の追加でございます。

この度、補正予算をお願いしておりますもうかるブランド推進課の新鮮とくしまブランド戦略対策費から、11ページの農山漁村振興課の地籍調査費までの5課9事業につきまして、最下段に記載のとおり、合計で6億8,930万円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

12ページをお開きください。

繰越明許費の変更でございます。

9月議会及び1月議会において繰越明許費を御承認いただきました事業のうち、この度、補正予算をお願いしておりますスマート林業課の林業労働対策費から12ページの森林整備課の林野地すべり防止事業費までの4課17事業につきまして、最下段に記載のとおり、合計で80億260万2,000円へ繰越予定額の変更をお願いするものでございます。

14ページをお願いいたします。

債務負担行為でございます。

森林整備課所管の治山事業工事請負契約につきまして、限度額欄に記載しております額を限度として、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

提出予定案件の説明は以上でございます。

この際、6点、御報告させていただきます。

まず、1点目は、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画（案）についてでございます。

お手元の資料1、1ページをお開きください。

第I章、計画の基本的事項でございます。

次期基本計画の改定の趣旨を記載しておりますが、新型コロナウイルスがもたらした新たな日常や地方への経済や人口の移動を促す分散型国土の具現化など、昨今の農林水産業を取り巻く新たな動きを踏まえまして、重点的に取り組むべき施策をはじめとする具体的な内容を盛り込みまして、計画期間を令和3年度から令和6年度までの4年間として策定するものでございます。

第II章、現状分析と課題整理では、コロナ禍を契機とした消費者の行動変容やデジタル技術の革新など、社会情勢の変化を加味した上で、本県農林水産業における現状分析及び課題を整理しております。

2ページを御覧ください。

第III章でございます。

今後4年間に取り組む施策といたしまして、11月議会にて骨子案として御報告させていただいたとおり、基本戦略I、ニューノーマル（新しい日常）への対応から、基本戦略IV、「サステナブル（持続可能）」な農林水産業の実現までの四つを新たに位置付けるとともに、七つの実装プロジェクトを設定しまして、今後4年間重点的に取り組んでまいります。

なお、3ページから4ページの各プロジェクトの具体的な内容につきましては、11月議会における説明と重複するため割愛させていただきます。

最後に5ページを御覧ください。

基本戦略別の個別施策でございます。

農林水産業の全般にわたり行動目標を整理し、課題解決に取り組むこととしています。

詳細につきましては、資料2を御高覧ください。

次期計画が本県農林水産業の確かな方向性を指し示す計画となりますよう、引き続き策定作業を進めてまいります。

2点目は、お手元の資料3、新時代を拓くとくしまブランド戦略（案）についてでございます。

本戦略は、取組期間を令和3年度から令和6年度までの4年間とし、今後4年間の取組方針と施策をまとめております。強靱な園芸産地へのリノベーションを加速するための取組と、しなやかな販売戦略を実践するための取組の2本の柱で構成しております。

まず、1本目の柱といたしましては、一つ目の帯で書いておりますが、WITHコロナ・アフターコロナ時代を勝ち抜く！園芸産地の強靱化として、主要品目の生産拡大や環境制御型次世代園芸施設等の導入などを推進するとともに、二つ目の帯でございますが、SDGsで創造する食の未来、安全・安心なとくしまブランドの強化として、環境保全型農業の取組や生産工程の見える化を進めてまいります。三つ目の帯では、アカデミーでつなぐ多様な人材の育成・活用として、新規就業者の確保、農福連携の強化を、四つ目の帯では、Society 5.0に対応する高品質生産・省力化技術の実装として、5GやIoT、ビッグデータ、AI、ロボット等の未来技術を活用したスマート農林水産業の現場実装を進めてまいります。

次ページをお開きください。

2本目の柱でございますが、「しなやかな販売戦略」を実践するための取組でございます。

一つ目の帯ですが、発信力の高い販売チャネルを活用したブランディングとして、ターナーテーブルや阿波ふうど繁盛店の活用を強化してまいります。二つ目の帯ですが、国産回帰！好調な家庭内消費を支える「市場流通」販売チャネルの深化として、卸売市場関係機関との連携や航空貨物等の活用を強化してまいります。三つ目の帯ですが、「コロナとの共生」を踏まえた海外輸出チャネルの拡充として、現地人材、オンライン商談会や越境ECサイト等の活用を図ってまいります。四つ目の帯ですが、「新しい生活様式」に対応した販売チャネルの開拓として、ECサイトの活用やミールキット等新たな商品開発、応援消費を契機とした地産地消の推進を図ってまいります。

これらにより、選ばれる徳島県産品、もうかる農林水産業の実現を目指してまいります。詳細につきましては、資料4を御高覧ください。

3点目は、資料5の徳島県エシカル農業推進計画（案）についてでございます。

1、計画策定の趣旨ですが、本計画は、有機農業やGAPの取組など、エシカル農産物の生産・消費拡大対策を包括的にまとめ、有機農業推進法に定められた県推進計画として策定するものでございます。

2、計画期間でございますが、令和3年度から令和6年度までの4年間としておりま

す。

3, 計画方針及び施策では, I, 持続性の高い「エシカル農業」の拡大として, エコファーマー, 特別栽培, 有機農業, GAPの面積の拡大や, JAグループなど農業関係団体のみならず環境保全団体や消費者団体などとも連携を強化してまいります。

続いて, II, エシカル農産物の消費拡大及び食育推進でございます。

新たに徳島県エシカルファーマー制度を創設し, 生産者が各認証を取得するモチベーションのアップと消費者のエシカル消費の拡大を図ってまいります。あわせて, エシカル消費の推進と販売力強化のためのマッチングイベントの開催や, エシカル農産物を活用した食育推進と食品ロス対策を進めてまいります。

詳細につきましては, 資料6を御高覧ください。

4点目は, 徳島県食育推進計画(第4次)(案)についてでございます。

お手元の資料7を御覧ください。

計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間としており, 基本理念として, 食を大切に考え, 食を通して豊かな人間性を育むを掲げ, 三つの推進方針に基づき食育の推進に取り組むこととしています。

1点目は, 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進でございまして, 家庭や就業前, 学校, 地域の各段階での切れ目のない食育を推進してまいります。2点目の持続可能な食を支える食育の推進につきましては, 食品ロス削減やエシカル農業の推進, 地産地消, 食文化の継承等を通じた食育を推進してまいります。3点目の新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進におきましては, SNSやウェブ上での動画配信などのデジタルオンラインを活用した食育を推進してまいります。

詳細につきましては, 資料8を御高覧ください。

以上, これら四つの計画につきましては, 今議会での御論議やパブリックコメントを踏まえまして, 本年度内に策定したいと考えております。

5点目は, ターンテーブルの運営評価についてでございます。

お手元にお配りしております資料9を御覧ください。

首都圏における本県の情報発信・交流の拠点であるターンテーブルは, 機能を効果的に発揮させるため, 施設の賃貸借契約は長期契約を前提としているところでございます。現契約は令和4年3月末に期限を迎えますが, この度, 施設の設置効果を客観的に検証することとしまして, 経済効果, 経営, 情報発信, 生産者, 地方創生の各専門分野における外部委員からなる評価委員会を設置しまして, 運営評価を実施しましたので御報告いたします。

1, 総合評価について, 現地視察や事業者へのヒアリング等も踏まえた総合評価としまして, 令和元年7月の運営体制の変更後, 民間事業者ならではの徹底したサービスの見直しや戦略的な企画展開により, 多くの方に徳島を体感いただき, 県の定める施設運営の成果指標を全て達成している。さらに, コロナ禍においても多角的な展開を図り, 県のアンテナショップとしての機能発揮に努めるなど, 十分な効果を発揮しているとの評価を頂くとともに, 今後も運営事業者ならではの民間の知見やネットワーク等を最大限に生かした更なる取組について期待するとの御意見も頂いたところでございます。

今回の評価結果を踏まえ, ターンテーブルを核とした徳島の魅力発信, 県産食材の販売

拡大、とくしま回帰の促進に向けた更なる取組を進めてまいります。

6点目は、本県で発生した高病原性鳥インフルエンザへの対応についてでございます。お手元の資料10を御覧ください。

昨年12月19日、阿波市の採卵鶏農場におきまして、高病原性鳥インフルエンザが発生いたしました。

まず、1、発生農場に対する防疫措置について、（2）防疫措置の状況でございますが、12月18日、立入検査を行いまして、簡易検査により陽性を確認しております。翌19日、遺伝子検査においても陽性となりましたことから、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と確認されました。これを受けまして、直ちに危機管理対策本部会議を開催し、飼育鶏の殺処分作業に着手するとともに、発生農場を中心に移動、搬出の各制限区域を設定しまして飼育鶏などの移動、搬出を制限するとともに、各制限区域に消毒ポイントを設置いたしました。飼育鶏の殺処分、汚染物品の埋却など、12月21日17時30分に防疫措置が完了しております。その後、1月1日に、半径3キロメートル圏内の7農場に対して清浄性確認検査を実施いたしまして、その結果がすべて陰性であったことから、1月7日、搬出制限区域を解除、1月12日午前零時に移動制限区域を解除したところでございます。

次に、2、発生要因の調査でございますが、国の疫学調査チームと合同で現地調査を行ったところ、農場周囲にある複数のため池に渡り鳥の飛来を確認するとともに、防鳥ネットの破損など野生小動物の侵入可能な箇所を確認しております。このことから、本病ウイルスを保有した渡り鳥がため池に飛来し、そのふん便等に接触したネズミなどの野生小動物が鶏舎内に侵入し、飼養鶏への感染を招いたものと推察しております。

次のページをお願いいたします。

この結果を踏まえた3、感染拡大防止対策でございますが、ため池に近接するなどリスクの高い養鶏場への緊急立入検査及び衛生指導を行うとともに、発生農場や他の養鶏場の近隣にあるため池消毒の実施、制限区域に設けた消毒ポイント8か所につきましては、養鶏関係車両360台の車両消毒を行うなど、まん延防止に努めたところでございます。

また、④の野鳥監視でございますが、環境省によりまして野鳥監視重点区域が設定されたことから、野鳥の会と連携して生息状況調査を実施するとともに、死亡野鳥等の巡回監視を実施いたしました。死亡野鳥の検査では、対象鳥種53件の検査を行い、全て陰性を確認しております。

なお、昨日、つるぎ町の死亡野鳥1羽、これはマガモでございますが、国立環境研究所における検査の結果、A型鳥インフルエンザ陽性となったところでございます。現時点で、病性は未確定であり、高病原性鳥インフルエンザが確認されたものではなく、今後、確定検査が行われ陰性となることもあります。

これを受けまして、昨日、直ちに危機管理会議を開催し、半径3キロメートル圏内の七つの養鶏場に対する緊急立入検査を行うとともに、環境省が指定した野鳥監視重点区域における野鳥監視の強化などを図ってまいります。

最後に、4、今後の対応でございますが、まず、今回の制限区域の設定により、経済的影響を受けた養鶏場に対する補償の作業を進めてまいります。また、養鶏場に対する飼養衛生管理の徹底指導や消毒用消石灰の配布、ため池消毒、さらには死亡野鳥検査の継続により、発生予防対策を強化してまいります。

さらに、今回の防疫措置もさることながら国内での感染拡大、また隣接県での続発などを受けまして、これまで講じてきた発生予防対策など一連の防疫対応を検証し、年間を通じた発生予防対策として体系的に取りまとめるなど、対策の見直しを進めてまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

南委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

庄野委員

いろいろと御説明いただき、ありがとうございました。

12月議会でも申し上げましたけれども、高病原性鳥インフルエンザについて、今も詳しい対応が部長から報告されたのですけれども、何点か確認の意味も込めまして質問させていただきたいと思います。

昨年12月19日、阿波市において高病原性鳥インフルエンザが発生し、本県では約10年前の平成23年2月に那賀町において死亡野鳥のフクロウの感染が確認された事例がありましたけれども、これまで養鶏場での発生は今回が本県初でございます。取組については、擬似患畜の確認後、直ちに防疫措置に当たられまして、お聞きしますと深夜2時過ぎぐらいから開始した殺処分の作業も24時間以内に終了して、12月21日には発生農場の防疫措置が終了したということで、誠に迅速に対応されたと感じています。

初の発生ですので、とかくあたふたすることが多いかなと思いますけれども、これまで危機感を持って防疫の演習、訓練とか、そういうことを積み重ねられてきた成果であると私も認識をしております。敬意を表する次第であります。また、県はもとより、関係市町、関係団体、支援協定締結団体など一連の防疫対応に当たられた諸団体、関係者の皆様方の御尽力のおかげでもあると思ひ、心から敬意を表する次第でございます。

幸い、周辺農場の検査でも異常はなくて、その後、続発もなかったことから、1月12日に移動制限区域が解除されて、死亡野鳥の検査でも感染が確認されておらずということで、ひとまず安心であります。つるぎ町のマガモの件も今ございましたので、高病原性鳥インフルエンザでないことを祈るところでございます。これは県から頂いた資料でございますが、他県を見ても、今シーズンは既に17県で700万羽を超える家きんが殺処分の対象となっております。

本当に殺処分とぱつと言いますけれども、生きている物を、鳥などでしたら袋詰めをしたり、泡殺鳥機で殺したりして処分するわけでありましてけれども、鳥もかわいそうですけれども、それに従事する方のことを思うと本当に胸が痛くなる思いがいたしております。そういう感染を絶対にこれからもさせないという気持ちの下でやっていっていただきたいと思ひます。

それで、今も再び発生しないように対策をとっていくというようなことでもありますけれども、先ほど御報告いただいた現地調査の結果、また発生要因の分析、それらを踏まえた対

策をきちんと行っていくことが重要であると考えています。既に本県での発生直後から、緊急立入り、ため池の消毒など様々な対策をとられておりますけれども、これまでの対策も踏まえて、今後県内での完全なる発生防止に向けてどのように対策を進めていくのか、今一度詳しく教えていただきたいと思っております。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま庄野委員から、高病原性鳥インフルエンザにつきまして、これまでの対策も踏まえて、今後発生予防対策をどのように進めていくのかという御質問を頂きました。

昨年11月5日、香川県におきまして、今シーズン国内1例目となる発生が確認されて以降、養鶏農家への巡回指導の強化、また消毒ポイントの設置による関係鶏舎への消毒、消毒用消石灰や殺鼠剤の緊急配布、死亡野鳥の対応フリーダイヤルの開設など本県養鶏場での発生を予防するための対策を実施してまいりました。また、12月19日、本県阿波市での発生以降は、県内での続発を防止するため、発生農場での現地調査結果も踏まえまして、渡り鳥の飛来が見られるため池近くの養鶏場に対して、防鳥ネットの設置や野生動物の侵入防止対策などが講じられているか確認するための緊急立入り調査を実施。また、今回の発生要因としまして、ため池に飛来した渡り鳥によるウイルスの持込みが強く疑われたことから、直ちに発生農場近隣のため池48か所の緊急消毒を行うとともに、他の養鶏場の近隣に所在するため池消毒も実施しているところであります。

現在、県内養鶏場に対しましては、飼養衛生管理の対策として、特に鶏舎専用の衣類や長靴の使用、防鳥ネットの破損修理、手指消毒など衛生管理の徹底について指導巡回を行っております。今後今月から3月にかけて2回目のため池消毒の実施、また消毒用消石灰の再配布などの対策を行ってまいりたいと考えております。さらには、今回の経験を踏まえまして、年間を通して早め早めの対応がとれるよう対策の見直しを進め、発生予防対策の強化を進めてまいりたいと考えているところでございます。

庄野委員

これまでの防疫対策や今後の防疫対策の進め方について、答弁いただきました。

11月5日の香川県での国内1例目の発生、また本県阿波市での発生以降、養鶏農家への巡回指導や消毒ポイントにおける24時間体制の消毒作業、そして消毒用の消石灰や殺鼠剤の配布、またため池の消毒もされるということで、様々な防疫対策をとっていくということです。今後対策を緩めることなく注意しながら、また各養鶏農家とも連携を密にいたしながら、迅速な対応をとっていただきたいと思っております。

この度、本県で初の事例が発生したことは非常に残念なことではありますけれども、今後再び発生させることがないように対策の強化、それから養鶏農家との連携、他団体との連携も行っていただきたいと思っております。

それからあと、予算に関して少しお伺いしたいと思っております。

先ほども説明ありましたが、阿波市において発生した高病原性鳥インフルエンザへの追加対応に係る補正予算が今議会に提案されておりますが、この補正予算につきまして、少し詳しく教えていただきたいと思っております。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま庄野委員から、高病原性鳥インフルエンザへの追加対応に係る補正予算案の内容につきまして御質問いただきました。

今回先議により御提案させていただいております補正予算案につきましては、昨年12月19日阿波市の採卵鶏農場におきまして高病原性鳥インフルエンザが発生したことを受け、家畜伝染病予防法に基づく制限を受けた生産者への補償を行うとともに、依然として国内発生が継続している状況に鑑みまして、県内での発生防止を図るため追加的な防疫措置を実施するものであり、予算額は1億9,700万円でございます。

具体的な内容といたしましては、家畜伝染病予防法第60条に基づきまして、移動制限に伴う損失を補償する経費として1億3,000万円、また、ため池の消毒や消毒用消石灰の配布、防疫資材の備蓄など県内での発生防止に係る追加的な防疫措置の経費として6,700万円を計上しているところでございます。

庄野委員

移動制限に係る部分が1億3,000万円、ため池の消毒や追加の消石灰などで6,700万円ということでございます。

阿波市での発生において設定した制限区域によって、移動を制限された養鶏農場への補償も盛り込まれているということでございますけれども、今回の発生によって具体的にどのぐらいの農場が影響を受けて、その結果こういう措置がされるということなのでしょうか。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま庄野委員から、今回の制限によりまして、どのぐらいの農場が影響を受けたかという御質問を頂きました。

本県での発生を受けまして、移動搬出制限区域を設定いたしました。それにより経済的影響を受けたのは移動制限区域内の5農場でありまして、全て肉養鶏農場でございます。

庄野委員

肉養鶏で5農場ということですが、その方々は多分出荷ができなかったということなのでしょうけれど、具体的にどのような影響を受けて、このような補正予算の提案になったのでしょうか。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま庄野委員から、具体的な影響ということで御質問いただきました。

今回、経済的な影響を受けました移動制限区域内の肉養鶏5農場につきましては、いずれも食肉処理するための食肉処理場への出荷が飼育鶏の移動を制限したことによりまして、本来の予定日より大幅に遅延したことによるものでございます。具体的な影響としましては、まずは食肉処理のための出荷が遅延したことによりまして、飼育期間が延長し、その延長に伴い飼料費が増加したということでございます。また、出荷の大幅な遅延によ

りまして、鶏肉が規格外ということで本来の販売価格での取引ができなかったことによる売上げの減少、また鶏肉として処理が不可能なものにつきましては、その処分経費が必要となったというようなことで、経済的な影響損失が発生したというところでございます。

これらの損失につきましては、家畜伝染病予防法第60条の2第2項に基づきまして、その全額を補償するというので、この補償につきましては国、県が2分の1ずつということで進めてまいります。現在、できるだけ速やかに生産者に補償できるよう事務作業を進めているところでございます。

庄野委員

出荷の遅延とか規格外の物など、廃棄するような物もあったということで、移動制限が掛かると本当に多大な影響が出るんだなと思っております。当該農場の方々も、また次の生産の予定等々もあろうかと思っておりますので、速やかな補償が早期にできますようお願いしておきたいと思っております。

何はともあれ、徳島県は畜産の盛んな地域でございますので、今日は鳥のことだけ申し上げましたけれども、隣県の和歌山でも先日豚熱が発生しておりますし、いつ何時アフリカ豚熱等々が発生する懸念もございますので、家畜それから鳥もそうですけれども、処分するという事は農家の方にとっても、処分に当たる方にとっても非常に心理的にも苦痛、苦労が掛かります。

そういう意味で、是非みんなでそうした病気を抑え込む、発生をさせない、もし仮に発生したら迅速に抑え込むということを、日頃から各関係団体の皆さん方とも連携しながら、いざという時にはぱっと取り掛かれるようによろしくようお願い申し上げておきたいと思っております。

以上で、この点については終わらせていただきたいと思います。皆さんの御奮闘、寒い中の消毒等々は大変な状況でございましたけれども、お疲れでございました。

岡本委員

ターンテーブルについて聞きたいのだけれど、その前に委員会説明資料（その2）の補正予算が先議なのでそこだけ1点お聞きしたいのです。県全体で375億円で、農林が49億5,900万円です。特に、その中では公共事業をかなり頑張っていたという印象があります。大変御苦労があったのだと思うのですが、よかったなと思っております。

その中で1点、地籍調査はいろんなことでずっと大事なのですが、補正予算3億7,000万円で、当初予算10億円となっているのです。この3億7,000万円はいろんな背景があっただろうかと思うのですが、そのことについてもうちちょっと詳しく予算の説明をしていただきたいと思います。

板東農林水産基盤整備局次長

ただいま岡本委員から、先議で計上させていただいております地籍調査事業の3億7,000万円について、予算の概要ということで御質問がございました。

地籍調査事業につきましては、国の国土強靱化^{じん}5か年加速化対策の一環としまして、山地災害のおそれのある地域で補正予算が組まれたところでございます。県としましても、

これまで度々、地籍調査の推進には、予算の確保、それから所有者不明のリスクが高い林地、山地での加速が必要と提言してきたところでございます。また、昨年末には全国知事会をはじめとする地方六団体の応援を頂きまして、国と地方の協議の場において、本県発案の地籍調査の予算確保に関する要望文が追記されたところでございます。

これらの結果、人口減少の著しい山地エリアでの補正予算が国において初めて組み込まれて、県としてもこれに呼応し、先ほど部長の説明にもありましたように、令和3年度の要望地区のうち山地災害のおそれのある緊急性の高い地域を市町の意向を踏まえて選定しまして、今回お願いするものでございます。

岡本委員

ずっとお願いしてきて、大変頑張っていたいただいて、ここまでトータルして13億7,000万円だから、本当によく頑張っていたと思ってます。

知事が全国知事会の会長として、そこに徳島の案が明文化されたということが大きいのかなと思います。地籍調査と言えば、正に災害のときなどに、ここがうまくいって進まないとか公共事業も大変だし、どうしても地籍調査はうまくいっていないといけないということなのです。当初予算のことはまた次の議会で聞きますけれど、当初予算の10億円と今度の3億7,000万円を合わせて、市町村からの要望がかなり多いと思うのです。

補正予算は山地災害ということで、それはそれでいいのですが、3億7,000万円をどこの市町村にどう持っていくか、これは先に行くから大変苦労があると思うのですが、それくらい熱い思いで皆がやっているのもしっかり頑張してほしいと思います。

ターンテーブルですが、運営委員さんを置いてというのは分かるのです。先ほど部長からお話があったのですが、評価委員さんがどんな方法で評価されたのかなというのがまだ見えてきていない。

なぜこれを聞くかという、ターンテーブルはいつもいつの議会でも何か課題、問題があるのです。そこを答弁できますか。

福岡もうかるブランド推進課長

岡本委員から、ターンテーブルの運営評価をどのような手法で実施したのかというところでございます。

評価に当たりましては、各専門分野における外部委員さんから成る運営評価委員を設置いたしまして、これまでの取組であったりとか、今後の運営について現地視察であったりとか、事業者へのヒアリングを実施した上で評価していただいております。実際にターンテーブルを訪問して見ていただくことで、コロナ禍でも近隣の多くの方に受け入れられているレストランの状況ですとか、事業者とのヒアリングを通じて、県産品の販売拡大に向けた今後の展開などについて、御理解いただいたと考えております。

岡本委員

現地調査に当然行かれたということですね。行く前に勉強して行って見て、またもう一回やったという理解でいいのかな。

部長から総合的な評価の説明がありました。しかし、その個別評価があると思うので、

もうちょっとそのあたりを詳しく説明できればお願いしたい。

福岡もうかるブランド推進課長

意見書のうち個別評価の内容について御説明させていただきます。

まず、運営方針につきましては、これまでの施設のブランド力を生かしまして、徳島を前面に出して更なる機能発揮につながることを期待するといった御意見でありますとか、情報発信に向けた取組では、令和元年度は3万4,000人余りもの方々が施設を利用したということで、徳島の食の魅力が着実に発信されていると、県産食材のブランディング強化につながっているというような評価も頂いたところです。また県産品の販売拡大につきましては、令和元年度の県産食材の仕入額としては1億3,000万円余りということで、徳島ゆかりの飲食店ネットワークなどとも連携いたしまして、約100店舗を超える飲食店での県産食材の利用が図られたということで、販売拡大につなげていただきたい。さらには、徳島回帰に向けた取組ということで、徳島出身の学生への食事を提供する取組など、ターンテーブルの持つ役割や可能性は大きいと感じるというような、今後のターンテーブルに向けた期待の声も頂いております。

こうした評価を運営事業者とも共有いたしまして、施設運営に生かしてまいりたいと考えております。

岡本委員

大体分かったのだけれど、好意的なのだけれど、今コロナ禍の中で東京そのものが大変ですよね。去年1年間に東京から出ていった人が40万人。そんな中で、これからターンテーブルというのは本当に大変なのです。

議会で常に話題になるというのはいろいろあるのだろうと思うのですが、確か相手方との契約がもう近いですよ、1年ぐらいにどうするか決めないといけないから、その辺も含めて多分3月ですよ。もう近々に決めないといけないですよ。それはどうしたいと思っているのですか。ターンテーブルを今のパターンで行くのか、どういう形で行くのかというのが分かっているなら、そこは今言っておいてくれたほうがいいです。

福岡もうかるブランド推進課長

今後どうして行こうとするのかというところでございます。

評価委員の方々からも、今後の施設運営に関しては、例えばマルシェの拡充であったりとか、外販機能の強化といった新たな展開に期待するというような声も頂いております。

マルシェの拡充などによりまして、飲食店向けの県産食材の販売あっせんを通じて、本県の生産者の方々にとって新たな販路拡大につながるように、産地と消費地、生産者と消費者をつなぐパイプ役として、更には人と人をつなぐ交流を生み出す拠点として取り組んでまいりたいと考えております。こうしたことから、ターンテーブルにおいて、魅力発信や県産品の販売拡大、徳島回帰、こういった取組を更に進めていくために、令和4年4月以降の賃貸借契約につきましても、契約の相手方である東急株式会社が所有する当該物件の管理をしているJapan. asset management株式会社に対して再契約の申入れをいたしたいと考えております。

引き続き、東京渋谷での徳島の情報発信、交流の拠点として、これまで以上に機能を発揮していけるよう、県といたしましても運営事業者と緊密に連携を取りながら取り組んでまいりたいと考えております。

岡本委員

1年前に再契約、そういう契約になっていますよね。だから、今の話は今年の3月までに更新をしたいということですよ。いろいろ大変ですけど、その前の経営計画などいろいろとあって、そうしたいということですよ。

それぞれの委員さんからも意見があるかも分からないし、そこは今日はいいですけれど、今の説明だけではなくて、再契約の申入れをするというのにはそれなりのちゃんとした理由がないと。そういう理由は整理してくれておいたほうがいいと思います。

いずれにしても、ターンテーブルは大変ですけど、東京がどんなに大変であっても、あそこでふるさと徳島を発信していくことはすごく大事なことになるので、マスコミも我々もいつもかなり厳しく言っているけれど、それぐらい大事な正にターンテーブルがターニングポイントに今なっているから、次の付託委員会までにこうだからこうしたいという明確な理由があったほうがいいと思いますので、あえて申し上げて今日はこれで終わります。

西沢委員

私はターンテーブルに行ったことがないので、内容が分かりにくいのです。行った者にとってみたら分かるけれど、知らない者にとってみたらターンテーブルは分かりにくいです。だから、一つは分かりやすいように、特に徳島だったら阿波おどり、藍染めといったら、全国の皆さんがかなり知っているだろうから、徳島という名前を入れたり、阿波おどりや藍染めとかの名前をちょっと入れる。そして、普通の企業だったら売行きが悪かったら何か目玉商品を作りますよね。だから、そこに行ったら欲しい物がすごい格安だといって、皆に来てもらって見てもらう。そして安い品を変えていって、よく来てもらうような、来たら特典が付くような、皆が来やすいような、行ってみたいような、そういう形を何かやったらいいのかなと。今言っていた中で考えたのだけれど、当たり前商品を見せるというのではなくて、絶対これは行かないと損だなという、そういうことを思うようなやり方で、そのための格安商品の金額、余分に安くする費用は県が出してもいいのではないかな。

要するに来てもらいたい、来てもらったらいろんな物があって分かりやすい。それで行く度に買う物が格安で変わっていく。皆さんが特に欲しい物で、私がよく知っているのは阿波尾鶏。これが安かったらいいですよ。それから藍染めなども安かったら行きたい人がたくさんいますよね。そういう物は特にいつも安くしておいて、知ってほしい物はその都度その都度変えていくとか、戦略を立てることも可能なのではないかな。行きたいという思いを出させるように、そういうことを思いました。個人企業だったら、行きたくなるようなやり方というのを考えるからね。だから、みんな同一で、一律で並べているだけではなくて、そういうことも戦略的には必要で、そのために安くする経費は県が出しても構わないのではないかな。誰も文句を言わないですよ、そう思います。答えは要りません。

先ほど木造の応急仮設住宅の話がありました。

これは何戸ぐらい造れるのですか。例えば、長屋みたいにするのですか、それとも1戸1戸にするのですか。どのような計画になっているのか。

尾形プロジェクト推進室長

ただいま西沢委員から、応急仮設住宅につきまして、どういうものを造るのかということで御質問いただきました。

この応急仮設住宅は、仮設するための建築資材を備蓄するものでございまして、これまで福島県に東日本大震災の時も送られておりました板倉工法の住宅を県版に少し改良いたしまして、改良いたしました仮設住宅の資材をフルセットで10棟、それといざ発災してすぐに確保できないような特殊材、^{はり}梁や桁なのですが、その部分を90棟分備蓄いたしまして、発災時には速やかに建設できるように備えるということでございます。

西沢委員

私がするのだったら、まず一つは、津波や地震とかでやられたらいけない製材所です。製材所というのは、案外、沿岸部でやられる所がいっぱいあるから、私が思うのは仮設住宅などはセットで組み立てればいようにしておくわけです。そして、また解体しやすいようにしておくわけです。

この仮設住宅は、私が知っている限りにおいては、国から予算が出ているから解体したら廃棄処分ですよね。今でも役割が終わったら廃棄処分ですか。

尾形プロジェクト推進室長

これまで福島県に行っていました200棟分は、応急仮設住宅から復興住宅のほうへ移築された分ですとか、一部は前回大雨被害に遭われた岡山県に応急仮設住宅として移転されて再利用されております。

西沢委員

大きな災害に遭って自分は家もないというときに、仮設住宅に入りますね。出て行くように言っても、自分の家がなかなかできないし、ないわけです。そういう人たちに、仮設住宅をまた解体して元の自分の家に持ってきて建てるとか、そういうことができやすいようにするためには、まず製材所もなかなか大変な状態になるでしょうから、組立方式で置いておいて、それを組み立ててまた解体してその中でやる。長屋であれば、今度解体して持っていくときに使いにくいですから、できるだけ個別に1戸1戸の家の形にしておいて、その家の人数が多かったら2戸に足せるような形にしておけば、大きさも増やせるわけです。そこで、浄化槽等があると便所にもできるわけです。そうして、仮設住宅を置いたらしばらくは住めるということが可能です。

ですから、ずっと前に私が聞いていたのは、仮設住宅は役割が終わったらもう解体して処分するのだということを聞いていたので、それはもったいない。そういうふうに後々も利用するというのは、今の時代のやり方ではないのかと思います。できるだけ組み立てられるようなキットをどんどん増やしていく。そうでなければ、今の五千幾らのままでは、棟建てにしたら1棟幾らになるのですか。現在の計算方法は1棟ですか、長屋形式です

か。

尾形プロジェクト推進室長

委員からお話がありましたように、この仮設部材はプレカットしまして、発災時にすぐに組み立てられるようにするものでございます。そして、本格復興住宅といたしましては、2棟を合わせて1棟分にできるような構造にしていこうと考えております。

西沢委員

ずっと私がお願いしていたとおりなので、それはいいのですけれども、セットで造った時に1棟当たり金額は幾らするのですか。五千幾らで何棟分ができるのかと思うのです。ですから、私が言いたいのは1年に幾らというように増やしていかなければ、なかなか足りないのではないかと思うのです。ですから、今回これだけで終わるのではなくて、計画的に1年に幾らということで増やしていく。そして、保管するとき組み立てずに置いておいたら、保管場所はたくさん必要ないですし、津波にも地震にもやられない所に置いておく。そして、車で持っていけるようにしておく。

そしてあとは、土台をどうするかというのがあります。まず、仮設住宅を造るときに、長屋のようなものを見ていましたら、土台をきれいに作ってその上に仮設住宅を作っていましたから、その土台をどうするかは分かりませんが、土台を長いこと置いておかないのでしたら、木でもいいですよ。その上に置けばいいのですから、半年から2年でしたら木造でもいいよね。そういうふうにはぱっと間に合うような、そして解体してすぐに持っていけるようなやり方です。本来ならくぎで打つのでしょけれども、解体しやすいようにくぎで打たなくてもできる方法もありますよね。後々使えるように、捨てなくてもいいように、そういういろいろなことを考えてしてほしいと思いました。

ですから、まず計画的に増やして行ってください。その計画的な量は、財政の状態によりますけれども、それをお願いしておきます。

それともう一つ、新たな基本戦略の中のⅡ、危機事象に備えた「食料生産・供給体制」の強化です。ここで私が引っ掛かったのは食料自給率です。

被災後の早期営農を再開とあります。ここは食料自給率がどのように絡んでいるのか分かりませんが、営農は再開しますと。しかし、一番の問題は農業を再開して食料が足りるよというところまで行かなければ意味がないのではないかと。

今の国の食料自給率は、残念ですが平常時の食料自給率ですから、エネルギー換算で38パーセントです。それで足りるか足りないかという議論になりますけれども、非常時の自給率であってほしいと私は思うのです。せっかく被災後の早期営農の再開を四つの基本戦略のうちの一つとして大きく挙げているのですから、食料自給率の在り方も本当は見たいです。

被災後にこれだけは確保するのという目標を立てて、そのための営農をこれだけ再開するのだと、農業を再開して進めるからには目標を立てなければいけない。その目標のためには、食料自給率が関係しているのかなと思うわけです。だから言っているのです。答えは要りません。

北島委員

先ほど、四つの大きな基本戦略を説明いただきました。

それぞれ今後の4年間、5年間という計画期間でありますので、今後の農林水産行政の大きな柱になるというような認識をして、ちょっと見させていただきました。

その中で、資料5、6の徳島県エシカル農業推進計画案ですが、このエシカルという言葉はよくエシカル消費という形で聞かれることが多いのかなと思います。倫理上とか、道徳上というような意味合いでエシカルというような言葉を使いますが、今回はエシカル農業というような表題を付けられておりますけれども、この計画にエシカルと付けた理由とか、目的を教えてくださいと思います。

福岡もうかるブランド推進課長

北島委員から、エシカル農業推進計画のうちのエシカルというキーワードを使った狙いということですが、持続性の高い社会構築が急がれる中で、農業における施策転換に関しましても、エシカルという部分は新たな視点、価値を取り入れていく必要があると考えております。

特に、本県では他県に先駆けて、とくしま安²（あんあん）GAP認証制度を平成23年度から運用しております。生産工程管理を通じた食の安心安全の確保に取り組んでいるところでございます。

本計画では、エコファーマーによる農業であったり、特別栽培、有機農業、さらには各種GAPといった各種認証制度にのっとり農業をエシカル農業と位置付けまして、SDGsの達成にも寄与する持続性の高い農業として推進するものでございます。

エシカル農業先進県でございます本県の取組を今後更に拡大させていくためには、生産者におけるエシカル農業の実践拡大、そして消費者においては選択的購入などによるエシカル農産物の消費拡大といったことを図ることで、社会にとっても貢献するという三方良しとなるような持続可能な社会の構築にも寄与したいと考えております。

北島委員

三方良しというお言葉がありました。消費者、生産者、そして社会にとってもいいという三方良しという観点で考えられているということですが、この計画において取り組むポイントについて、具体的なところを整理していただけないでしょうか。

福岡もうかるブランド推進課長

取り組むポイントについてでございます。

先ほども少し触れましたが、ポイントといたしましては大きく2点でございます。生産者によるエシカル農業の実践拡大と、消費者によるエシカル農産物の消費拡大、この2本の柱で施策を推進していきたいと考えております。

まず、エシカル農業の拡大につきましては、生産団体への認証取得推進はもとよりでございますが、産直市に出荷している生産者への取組拡大を図ることに加えまして、環境保全型農業直接支払交付金制度を積極的に活用しまして、かかり増し経費を補うことで生産者がエシカル農業を実践するための一助にもなると考えております。また、農業団体であ

りますとか、環境保全団体、消費者団体とも連携を深めまして、生産者への技術導入や消費者への周知、啓発でより一層連携を強化してまいりたいと考えております。

次に、エシカル農産物の消費拡大及び食育推進につきましては、生産者が各認証を取得するモチベーションとしていただくために、さらには、消費者にとってはエシカル消費を拡大するための目印ともなるということで、徳島県エシカルファーマー制度を創設したいと考えております。

食育を考える上で、食の選択力を育成するという部分では、エシカル消費の実践にも直結するものですから、子育て世代を対象とした料理教室などを通じまして、食に対する正しい知識を育むということと、食品ロスを減らすための食育を併せて行っていきたいと考えております。

北島委員

御答弁の中で、徳島県エシカルファーマー制度という言葉がございました。

今までは、エコファーマーという言葉が使われていたと思うのですが、新たな名称というか、制度として徳島県エシカルファーマーを創設するということですが、その点について内容をもう少し教えていただけますでしょうか。

福岡もうかるブランド推進課長

エシカルファーマー制度について御質問いただいております。

本県では、これまでエコファーマーでありますとか、有機農業、GAPにより生産されてきた農産物を徳島エシカル農産物と総称して、消費者へのPRや生産拡大に向けた施策の展開を図っておりますが、販売する産直市の運営事業者などからは、各種認証マークの表示以外に生産者にスポットを当てた分かりやすい目印が欲しいとの御意見も頂いておりますところがございます。

そこで、生産者にとってエシカル農業に取り組むモチベーションにつながるということとともに、消費者にとってはエシカル消費を推進する上で、選択的購入の目印ともなる制度として、徳島県エシカルファーマー制度を創設し、積極的に推進してまいりたいと考えております。具体的には、有機JASであったり、各種GAPといった認証を取得している生産者を徳島県エシカルファーマーと認定させていただきまして、その旨を生産物に表示をしていただくということで、こだわり農産物として消費者にアピールすることができますし、消費拡大が期待されるというところがございます。

県としても、生産者はもちろんですが、消費者や量販店に対しまして、関係団体とも緊密に連携をいたしまして、エシカルファーマー制度の周知を図っていきたいと考えております。

北島委員

今の御答弁の中で私なりに理解したのは、今までのエコファーマーであったり、有機JAS、GAPであったものを、消費者に分かりやすく一つにまとめた制度の中に入れていったというか、総合的に大きな名称ということで、エシカルファーマーと分かりやすくしたというような印象です。分かりました。ありがとうございます。

これが今の資料ではずっと分かれていますけれども、お話を伺いますとブランド戦略の中の一環でもありますし、食育にも関わっていくということですので、是非ともこの取組を全力で進めていただきたいと思います。これは生産者と消費者、そして社会、全体的に社会的意義を含むという意味で三方良しというような成果が生まれると思います。エシカル先進県ということで徳島県はPRをしておりますし、徳島ならではの計画でございます。関係機関との協調も必要と思いますので、是非とも一体になってやってほしいと思います。

南委員長

議事の都合により休憩いたします。（15時06分）

南委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（15時14分）

達田委員

先ほど御説明いただいた鳥インフルエンザの件ですけれども、非常に不思議だなと思うことがございまして教えていただいたのですが、発生要因の調査で、鶏舎が老朽化で隙間や、防鳥ネットが破損していて、野生小動物が侵入できると考えられる箇所を確認したというふうに報告書に書かれております。

ネズミやスズメなどの小動物が鶏舎内に進入して、飼養鶏への感染を招いたものと推察されるということなのですけれども、鶏舎の見回りというのですか、検査というのですか、そういうことを年に1回なりされているかと思うのです。ネズミが入る穴といったらものすごく小さいと思うので、これはなかなか見付けにくいですよ。

ですから、よほど入念に見ないと分からないかと思うのですけれども、この箇所を確認したというのは、この鳥インフルエンザが発生した後でよく見たらこういうのがあったということなのか、それよりも前に検査した時に見つけていて、改善してくださいと言ってあったものなのか、そこのところが分かりませんので御説明いただけたらと思います。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま委員から、今回の報告事項におきます鶏舎の隙間であったり、防鳥ネットの破損、そのあたりの確認を発生後に確認したのか、若しくは発生前に分かっていたのかというような御質問を頂きました。

今回報告させていただきました中で、発生要因への調査としまして、国の疫学調査チームと合同で県の家畜防疫委員が調査に行ったところ、このようなネットの破損とか、そのようなものを確認したというところでございますけれども、先ほど委員がおっしゃったとおり、鶏舎は非常に広いというようなところと、ネズミの侵入等もなかなか防げないのじゃないかというようなお言葉も頂いております。そのあたりにつきましては、家畜保健衛生所が全ての養鶏農者に対しまして定期的に巡回等を行いながら、鶏舎の破損状況の見回るポイントであるとか、例えば殺鼠剤等の設置等につきましては、例えばネズミのかじり跡であったり、ネズミのふんの跡を見付けたところ、いわゆるラットサインを見付けて

の配置であったりとか、防鳥ネットにつきましては、例えば2センチメートル角以内での設置、またそれと同じような機能を持たせるようなネットの張り方であったりとか、そのあたりについての指導を行ってきたところでございます。

大きな鶏舎ということで、養鶏農家さんにとっては日々の点検等の中で、そのあたりの補修であったり、そういうものに対して対処いただいているのですけれども、今回そのようなことができていなかったというところが、一つの発生要因としてこのようなネズミ等が持ち込んだのではないかと考えているところでございます。

達田委員

そうしますと、こういうほんの小さな隙間であってもネズミなどは入ってきますので、ほかの鶏舎についても入念な検査といいますか、どこか穴が開いている所はないかというのをちゃんと調べていかなければいけないと思うんです。そして、もしそれがあつたら直さなければいけないと思うんですけれども、この直す費用は個人持ちなのか、それとも補助が出るのか。そういったことを教えていただきたいのと、時間がないのもう一つ言っておきますが、これを調べる人員はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま委員から、2点御質問を頂きました。

まず、1点目の鶏舎の破損等があつた場合の支援制度があるのかどうかということでございますけれども、鶏舎等の修繕等につきましては農家さん個人の負担ということで、御自身の農場施設の修繕ということですので、個人で負担していただく。それに対する国の支援制度等はございません。

2点目の点検する人数という御質問でございますけれども、現在、養鶏農家を含めます県内の畜産農家に対しましては、県内に4か所ございます家畜保健衛生所から指導に参っております。現在、家畜保健衛生所の職員につきましては、徳島、西部の両家畜保健衛生所31名で、この職員が各農家に巡回指導に行きまして、消毒であったり野生動物の侵入対策であったり、そのような指導を行っています。

ただ、日々の点検等につきましては、農家さん御自身が行っていただくという指導を行っているところでございます。

達田委員

人員ですけれども、これで収まってくれたらいいですけれども、後々こういう事態がいつどれだけ起こるか分からないような状態だと思えます。今は31名ですか、いらっしゃるのをもっと増やす必要はないのでしょうか。増やすべきじゃないかと私は何となく思うのです。

それと、鶏舎は自分で直してくださいということなんですけれども、かなり大掛かりな鶏舎になりますとお金の問題もあると思えます。この間、知事が国に対して提言を出されていたのを見たのですが、鶏舎施設整備等に対する支援制度の拡充ということで、既存鶏舎の改修・改築により、小動物の侵入防止対策の強化を行う場合に国の支援対象とすることということを要望されているんですよね。こういう提言について、今どういう方向に

向かっているのか、お尋ねしたいと思います。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

まず1点目の家畜保健衛生所の職員等について、職員を増やすべきではないかというような御質問でございます。現在、県といたしましては、畜産農家さんへの行政サービスの低下が起こらないよう日々業務の改善であったり、家畜保健衛生所同士の連携等を含めまして、全県下的に家畜防疫衛生センターとして対処しているところでございまして、現状の中で行政サービスの低下が起きないように、また今後とも家畜防疫対策の強化が図られるように、努めてまいりたいと考えております。

2点目の鶏舎の修繕等に関する政策提言に関する御質問でございます。

昨年12月に高病原性鳥インフルエンザに係る緊急提言ということで、国に政策提言を行いました。その中で、先ほど委員からもおっしゃったとおり、現在ウインドレス鶏舎の新設では支援制度等はあるんですけれども、改修や改築は国の支援制度になっていないということで、今後高病原性鳥インフルエンザを含みます家畜伝染病の侵入防止対策を強化していく上で、例えば鶏舎の改築を行うなどというようなことを国の支援制度の対象とすることによりまして、より迅速で効果的な防疫対策の強化が図られるというところを目的に、今回そういう改修等についても支援制度の対象とするように提言を行ったところでありまして、引き続きそのあたり国の動きにつきましては注視してまいりたいと考えております。

達田委員

昔からある鶏舎といいますと、太陽の光がちゃんと入っている鶏舎かなと思うのですが、支援対象になるのがウインドレス鶏舎というのと、恐らく太陽光も遮断するのでしょうか。人工の照明で発育がどうなっているのかとか、卵をどれだけ産んでいるのかとかをコントロールしていくような鶏舎ではないかと思うんですけれども、この鳥インフルエンザの関係でいいますと、免疫力がちゃんとある鳥を育てていってもらいたいという思いが消費者にもあると思うのです。いっぱい鳥を動けないようにしておいて卵だけ産めよというような鶏舎がどんどん増えていく。それには支援するけれど、平飼いにして太陽光の中で運動できるというような鶏舎にはなかなか支援がない。これは私もおかしいと思うんですけれども、そういう昔からの鶏舎の所にきちんと改修、改築ができるような支援をしていただいて、そして安心して養鶏ができるように是非この提言を今後ますます強めていただきたいと思います。

非常に大変なお仕事をされているとお聞きいたしましたので、皆さんが人手が足りなくて大変という思いをされないように、十分な人員の配置をしてくださるよう是非お願いしておきたいと思います。

それと、時間の関係でほかのことが言えないのですが、お願いしておりました農畜水産物の価格とか、販路拡大につきましては、また後の委員会でお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いしまして終わります。

岡田委員

まず、先ほどのターンテーブルの話なのですけれども、10月にちょうどGoToトラベルが解禁の期間中だったので東京へ視察に訪れさせていただきまして、本来なら御飯を食べようと思っていたのですけれども、昼食は別の場所を取っていたので視察だけ行かせていただきました。

出来上がる前のピンクの建物の時から始まって数回行かせてもらって、前の経営者の方がされていた暗い所のレストランの時から比べますと、非常に明るい店内になっていたし、その周辺の若い方たちが飲食のランチメニューということで非常にたくさん来ていました。ちゃんと新型コロナウイルス感染症対策の仕切り等々もされていたし、また県産野菜を使ってたくさんのお料理も作っていただいていたようです。お話を聞いていると、野菜が多いから1日分の野菜をお昼で全部食べられるということで、非常に利用が増えていますということです。店内を見させていただいて、お昼過ぎの時間帯だったのですけれども、若い方たちがおいでして非常に好評ですよというようなお話がありました。それと、大きなテーブルを小分けにして、公園側の窓は全部開けて換気もちゃんとして新型コロナウイルス感染症対策もとりながら営業をされていたので、非常に明るい店舗になった。それから、玄関口には今日のメニューみたいなのも貼ってくれてあって、前は何を売っているのか分からなかったのですけれども、今回はメニューをちゃんと確認しながら食べたい物を確認して、これを食べようと思って入ってきてくれるお客さんの誘客につながっていると思うので、非常に健全な経営をされているというようにお見受けしました。ものすごく頑張ってくれていると感じましたので、まず報告させていただきたいと思いません。

あわせて、前の公園も最初はどうなるのかと思っていましたが、非常に明るくなっているし、周辺地域の方ともうまくできていますというお話でした。また、渋谷という土地柄やIT企業さんがある、裏に住宅マンションもたくさんあるというところで、人の往来もありますし、そのニーズに合ったものを提供できれば今後は徳島県食材の販路拡大につながっていくようにできるのではないかと思います。食べに来てもらっているお客さんから、出している料理のメニューなどを聞いてみますと、私もお昼を食べていかなければよかったと思いつつながら、また来るからと言ったのです。緊急事態宣言で行けなくなっているのですけれども、緊急事態が解除されて往来自粛がなくなったら、是非また新しいメニュー展開などの試食も兼ねて行きたいと思っています。

私たちが最初抱いていたイメージからすると、全然別物に変わっています。徳島県のPRの取組を一生懸命前向きにさせていただいているというイメージを受けました。それを受けて、今回の評価につながっているのかなと思います。

それから、先ほど調理のレベルが高くカジュアルなメニューでということで、本当に親しみのあるお料理をそう高くない価格と、徳島県のおいしい野菜が食べられるということで人気につながっているのかなと感じております。今、今後の展開次第ではというお話ですけれども、コロナ禍にあってもかなり頑張ってお店を続けていただいているような取組を考えて、若い世代の人たち向けという部分と街の持っている特性を生かした販路拡大等々をお願いしたい。また、食べた物を買って帰ってもらえるような仕掛けづくりとか、仕組みづくりを、例えば食べた物を横で売って今日の明日のメニューにできるようにレシピを付けて展開したらいいのになと思いましたので、また今後の展開を楽しみにしてい

たいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、宿泊所の話なのですが、まだ随時改装中ということなので、またそれも新たにしていただけたらと思います。それと、この報告書の3ページに、徳島県の誘客や徳島県のファン創出に向け、県内の宿泊観光施設の連携など更なる取組をとということで、本来ならばとくしま応援割がここでも使えるような取組につながったらいいのかなとか、周遊クーポンで飲食につながる、若しくはターンテーブルに泊まってもらった方が徳島県に行ったときに、例えば徳島県内の施設の割引が使える3か月間有効券などというような形で出していただいたら、少なくともこれをもらったから行こうかと思う。もう一つ言うと、例えば今なら鳴門はいちご狩りが盛んなので、いちご狩りのシーズン中に合わせて行こうかとか、徳島ならではの観光誘客のツールとジョイントができるような割引セットとか、お土産セットなどを付けていただいたら、更に徳島への直接の誘客につながるような施策としても何かしらの役割を果たしていただければいいのかなということです。ただ、コロナ禍の状況にもよるので、すぐにどうという話ではないのですが、長期的な展望として計画の中に入れて連携するということも考えていただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、エシカルファーマーさんの件なのですけれど、先ほどの説明でエシカルファーマーさんというのは人に付けると伺ったのですけれど、資料15ページの説明に書いてあるように、今まで徳島県は安²（あんあん）GAPを取得しましょうとか、JGAPを目指しましょうというようなこれだけのいろんなレベルの違う人たちを、みんな一緒にしてエシカルファーマーと言っていいのですか。

福岡もうかるブランド推進課長

委員から、エシカルファーマー制度についての御質問ということで、それぞれの制度はそれぞれの認証として当然ございまして、物に付いている認証ですので、その商品にはその有機JASであったり何なりという認証マークは付きます。そういった取組をなさって認証するような志というか、環境に配慮したりとか、そういった農業をなさっている生産者の方々に対する認定と言いますか、エシカルファーマーという称号で、そういう人に付く認証制度ということでございまして。

岡田委員

だから、人に付く認証なので、言われるようにこのものすごくお金が要るGAPや、徳島県の導入部分に置いてくれてある安²（あんあん）GAPなどという部分と、エコファーマーに関しても、日本国内ではオーガニックの評価が低いですが、世界に向けてでしたらオーガニックの商品というのは幾ら高くても売れますよというところがある認証制度等の部分とが、余りにも差がありませんかという質問です。

それは気にしないで頑張ってくれている農家さんも、徳島県内の農家さんもみんな取組を進めている方はエシカルファーマーに認定しますという解釈でいいのですね。

福岡もうかるブランド推進課長

まずは裾野を広げたいということもございまして、より高みを目指していただける方

は、より高みを目指していただけたらと思います。

まずは、こういった認証制度にまだ取り掛かっていない方々に対して、このエシカルファーマー制度が一つの目標になればという思いがございます。

岡田委員

この認証制度の中の差は気にしないのですね。

福岡もうかるブランド推進課長

このエシカルファーマー制度の中では、認証の度合い、違いは考慮しておりません。

岡田委員

何かそれがストンと落とし込めないというか、何か引っ掛かっている話であって、もう一つ言うと、産直市の運営事業者さんたちからエシカルファーマーの要望があったという話の説明が書かれているのですが、これも県内限りの有効認定なのですか。

福岡もうかるブランド推進課長

委員のお話のとおり、県内での認証制度ということになります。

岡田委員

そうしたら、産直市さんへの対応ということで解釈すればいいのでしょうか。今までの徳島県は輸出を目指しましょうと、そしてアフターオリンピックで世界に向けて農産品を売りましょう、グローバルGAPを目指しましょうと言っていた時から比べると、非常に後退したような気がしたのです。高い所を目指さなかったら底辺が上がらないと思うところが非常にあります。だから、高い所を目指すという志は決して放棄したわけではなくて、継続していくというところではどこで補ってくれるのですか。

福岡もうかるブランド推進課長

これまでどおり輸出などに向けて有機JASを取っていただくとか、そういった取組についてはそのまま継続して続けてまいります。

今回のエシカルファーマー制度は、県内でのこういったエシカル農産物の消費拡大にもつながるということの一つの狙いとしておりまして、県内でも多くの方々がこういった農産物を選択していただけるような取組になればと考えております。

岡田委員

コロナ禍なので地産地消で地元の方が地元の物を買ってもらおうということで、地元の買う基準としてエシカルファーマーさんが作ったという取組の一つの意味があるのかなと思うのです。それが県内の自己満足に終わらないように海外の輸出であったり、対県であったり、対東京、京阪神の市場であったり、日本国内で通用するような物を併せて進めていってもらわなかったら、例えばエシカルファーマーさんが香川県に行って通用するのかといったら、エシカルファーマーさんの名前ではなくて横に付いている認証制度のマーク

を見て皆さんは選択されるのかなと思うし、市場の方たちもそのマークを尊重して取引してくれるのかなと思うのです。

農家さんにエシカルファーマーの名前を付けてくれるというのは非常に有り難い話ですが、そこで収まってしまいうのではなくて、それが基本になって次に目指すなり県が目指しているところにつながっていくような農家さんが増えるような取組を、是非この制度が活用されていくように進めていただければと思います。

それと、私が農家さんにいつも言われるのは、いろんなマークはいろんな所で印刷物を作り直さないといけないとか、ステッカーを貼りなさいと言われるとかという話があるので、エシカルファーマーという制度の在り方とともに、マークの表示やPR、認定する部分をもう一工夫していただいて、農家さんに負担が掛からないような制度設計にしていただければと要望して終わります。

南委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、農林水産部関係の調査を終わります。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（15時38分）